

7. クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施状況 (平成19～21年度)

クリーニング師研修実施状況

都道府県名	クリーニング師数 (a)	平成19～21年度の累計		受講率 (b)/(a)
		研修実施回数	受講者数 (b)	
北海道	2,188	15	723	33.0%
青森県	848	7	278	32.8%
岩手県	660	5	228	34.5%
宮城県	763	10	285	37.4%
秋田県	659	9	313	47.5%
山形県	567	6	292	51.5%
福島県	916	5	349	38.1%
茨城県	1,333	9	551	41.3%
栃木県	979	6	443	45.3%
群馬県	980	6	342	34.9%
埼玉県	2,702	7	598	22.1%
千葉県	2,409	17	1,109	46.0%
東京都	8,083	28	1,877	23.2%
神奈川県	5,012	17	1,070	21.3%
新潟県	1,725	13	661	38.3%
富山県	496	4	272	54.8%
石川県	609	7	236	38.8%
福井県	395	4	191	48.4%
山梨県	506	3	221	43.7%
長野県	969	12	359	37.0%
岐阜県	986	15	383	38.8%
静岡県	2,221	10	1,052	47.4%
愛知県	3,286	19	1,251	38.1%
三重県	1,020	8	270	26.5%
滋賀県	351	3	133	37.9%
京都府	1,323	5	443	33.5%
大阪府	3,662	8	554	15.1%
兵庫県	2,355	22	1,037	44.0%
奈良県	402	3	105	26.1%
和歌山県	696	6	132	19.0%
鳥取県	242	3	116	47.9%
島根県	347	9	132	38.0%
岡山県	704	3	183	26.0%
広島県	1,123	10	418	37.2%
山口県	505	3	164	32.5%
徳島県	350	3	110	31.4%
香川県	421	3	105	24.9%
愛媛県	732	3	218	29.8%
高知県	382	6	184	48.2%
福岡県	1,936	12	392	20.2%
佐賀県	364	3	204	56.0%
長崎県	675	6	145	21.5%
熊本県	834	7	288	34.5%
大分県	514	4	160	31.1%
宮崎県	507	3	264	52.1%
鹿児島県	750	7	263	35.1%
沖縄県	369	2	64	17.3%
全国計	59,856	376	19,168	32.0%

・クリーニング師数は平成19年度保健・衛生行政業務報告(厚生労働省)より  
 ・研修実施回数及び受講者数は財団法人全国生活衛生営業指導センター調べ

業務従事者講習実施状況

都道府県名	平成19～21年度の累計	
	講習実施回数	受講者数 (c)
北海道	15	707
青森県	6	162
岩手県	5	209
宮城県	11	470
秋田県	9	278
山形県	7	305
福島県	5	273
茨城県	8	211
栃木県	7	570
群馬県	6	293
埼玉県	6	328
千葉県	17	1,225
東京都	23	1,902
神奈川県	17	1,358
新潟県	13	657
富山県	3	91
石川県	3	83
福井県	3	26
山梨県	1	15
長野県	14	490
岐阜県	3	107
静岡県	12	535
愛知県	16	1,081
三重県	3	126
滋賀県	3	147
京都府	4	268
大阪府	3	141
兵庫県	15	628
奈良県	3	66
和歌山県	6	21
鳥取県	6	177
島根県	9	109
岡山県	3	66
広島県	3	202
山口県	3	142
徳島県	3	125
香川県	3	144
愛媛県	3	154
高知県	3	63
福岡県	8	327
佐賀県	2	85
長崎県	3	12
熊本県	6	213
大分県	3	35
宮崎県	3	73
鹿児島県	7	139
沖縄県	1	4
全国計	316	14,843

・講習実施回数及び受講者数は財団法人全国生活衛生営業指導センター調べ

## 8. クリーニング所における引火性溶剤への対応について

### 1. 国土交通省の動きについて

平成21年7月以降、引火性溶剤（石油系溶剤等引火点を有する溶剤）を用いるドライクリーニング所における、建築基準法の用途規制違反の事案が発覚し、国土交通省において実態調査の実施や火災に対する安全対策の検討がなされてきた。

平成22年9月10日、安全対策に関する指針が発出され、同時に実態調査の結果が公表された。調査を行った約2万9千施設のうち、約1万4千施設が建築基準法の用途規制違反となっている。

### 2. 厚生労働省の動きについて

厚生労働省においても、平成22年5月、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」の下に、「引火性溶剤管理ワーキングチーム」を設置し、引火性溶剤を用いるドライクリーニング所における引火性溶剤の管理等に係る安全対策について検討を行い、7月1日に開催されたワーキングチームにおいて、報告書を取りまとめたところである。

本報告書を踏まえ、9月16日に「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催し、「クリーニング所における衛生管理要領」の改正について議論していただいたところであり、11月12日に地方公共団体等に通知した。

国民生活に密着した営業であるクリーニング業においては、国土交通省の指針に従い、適切に対処することが必要であり、9月10日、各都道府県等に対して、特定行政庁が行う是正措置等の取り組みに対する協力を要請したところである。

### 3. 関係機関とクリーニング業界団体との具体的な情報交換の状況について、実施される度に厚生労働省に回答いただくよう平成23年1月にお願いした。

### 4. ドライクリーニングを営む工場に関する建築基準法の用途規制について

		住居専用地域 第一種低層	住居専用地域 第二種低層	住居専用地域 第一種中高層	住居専用地域 第二種中高層	住居地域 第一種	住居地域 第二種	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場													
上記以外の ドライクリーニング を営む工場	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場												
	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場												
	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場												

□ 建築できる用途

※この他、一定量以上の危険物の貯蔵又は処理に供する施設については、別途立地を制限。

■ 建築できない用途

ただし、特定行政庁が、個別に、当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合には立地可能

(注) 特定行政庁（建築基準法第2条第35号）

建築主事（建築確認を行う資格者）を置く市町村の区域については当該市町村の長、その他の市町村の区域については都道府県知事

9 生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書

**生活衛生関係営業の振興に  
関する検討会 第1次報告書**

**平成22年12月24日**

## 目 次

1. はじめに
2. 生衛業の特性
3. 生衛法に規定された措置
4. 助成（予算）の改革について
  - (1) これまでの補助金
  - (2) 行政刷新会議、厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス
  - (3) 概算要求での対応
  - (4) 行政刷新会議による再仕分け
  - (5) 本検討会における改革案について
  - (6) 政府案決定（平成23年度）
5. 税制（租税特別措置）について
  - (1) 平成23年度生活衛生関係税制改正要望の概要
  - (2) 税制の適用実績
  - (3) 政府税制調査会での検討経過
  - (4) 平成23年度税制改正大綱
6. 資金の確保（融資）について
  - (1) 生活衛生関係貸付の内容と実績
  - (2) 減少する生活衛生貸付実績と拡大する資金需要
  - (3) 株式会社日本政策金融公庫法案等の審議に際しての国会附帯決議
  - (4) 政府案決定（平成23年度）
7. 今後の施策の方向性について
  - (1) 生衛業に係る規制・振興方策の現状と改革の方向性
  - (2) 「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」での対応
  - (3) 「地域保健対策検討会」での対応
  - (4) 生衛業に係る規制・振興方策の総合的推進
8. おわりに

## 1. はじめに

我が国の国民生活を支えている生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）は、衛生水準を確保しながら安全で安心なサービスを提供し、雇用の維持・確保の面においても大きな役割を担っているが、その営業の大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であり、適切な衛生水準の維持向上等が阻害される傾向にあることから、衛生規制とあわせて様々な政策支援策が講じられている。

生衛業の振興に関する方策については、平成21年8月に、厚生労働省において、今後の生衛業振興施策の具体的方向性を明らかにする「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会中間報告」（以下、「中間報告」という。）がとりまとめられ、その実現に向けて、取り組みが始まったところであり、我が国の生衛業振興施策は、今まさに転換期にある。

こうしたなか、平成22年5月24日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、生活衛生振興助成費等補助金（補助先：（財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国センター」という。）、が「廃止（説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき）」とされ、さらに平成22年6月10日に開催された厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、生活衛生営業指導費補助金（補助先：都道府県）が「廃止（直ちに）」とされ、平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、生活衛生関係営業対策事業費補助金等（全国センター、都道府県、生活衛生同業組合連合会（以下、「連合会」という。）及び生活衛生同業組合（以下、「組合」という。）、が「廃止」とされたところである。

このため、本検討会では、行政刷新会議及び厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえた改革を行うことを基本的な考え方として、第1回を平成22年9月30日に開催し、生活衛生関係補助金については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）の趣旨を踏まえた政策目的の達成状況が検証可能な効果的なものとするための方策や重点化すべき事業の在り方、全国センター・都道府県生活衛生営業指

導センター（以下、「都道府県センター」という。）が今後果たすべき役割等を、クリーニング師研修等事業及び管理美容師・管理美容師指定講習事業については、実態の把握や制度の在り方を含め全5回にわたり検討を行った。

今般、本検討会としてこれまでの議論を整理し、本報告書を取りまとめたので報告する。

## 2. 生衛業の特性

生衛業は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業など、国民生活に不可欠なサービスを提供する営業であり、衛生的で安心できるサービスを提供するため、様々な衛生規制の下で活動している。

我が国の生衛業に携わる事業者の大部分は経営基盤が脆弱な中小零細企業であるため、経営の安定化により、適切な衛生水準を確保することが必要である。

生衛業の事業の規模については、その7割が従業員5人以下の小規模事業者であり、かつ個人経営が9割近くを占めている。

生衛業の活動規模は我が国の経済活動の中でも相当の規模を有し、また、雇用面でも大きな役割を担っており、理容業、美容業、クリーニング業など一定の資格や技術に基づきサービスを提供するのが特色である。

### （生衛業の規模）

事業所 約121万事業所（全事業所の21%）

従業員数 約628万人（全産業の12%）

収入額 約27兆円（サービス業全体の18%）

さらに、生衛業は、商店街や住宅地などで、生活に密着したサービスを提供しており、町を活性化し、地域住民の生活に潤いを与えるなど地域コミュニティ機能を果たすとともに、高齢者や障害者への支援、環境保全対策、災害支援対策等各種の国の施策への協力の担い手であることから、生衛業の振興は重要となっており、生衛業の活力向上が地域経済の活性化のキーとなっている。

しかし、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や高齢化により、生衛業においても、若年層の採用難や従業員の高齢化等といった雇用問題の深刻化や、事業承継や技能承継の困難化が懸念されている。

生衛業における経営者（店舗責任者）の60歳以上の割合は、厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」によれば、浴場業で70%、クリーニング業で66%、飲食店で62%となっており、高齢化及び後継者の確保難に対する対応が喫緊の課題となっているため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取れた職場環境の整備や、従業員の意欲のみならず生産性や定着率の向上、女性や障害者を始めとする多様な人材の能力活用を促進し、我が国の生衛業の活性化を図ることが求められる。

また、これまで生衛業においては、少子高齢化は制約面がややもすると強調され、成長の足かせと見られてきたが、生衛業には雇用創出や生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活の基盤を支える役割など多面的機能を含んでおり、生衛業の充実による社会的サービスへのアクセス確保を通じた、生活者が安心して暮らせる「支え合いと活気ある社会」の実現と地域の活性化が、今後ますます期待されており、生衛業の支援に要する政策資源については政府が責任を持って確保を図るべきである。

### 3. 生衛法に規定された措置

国民の生活に極めて深い関係のある生衛業については、経営基盤が脆弱な中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、衛生水準の確保や消費者保護等への取組みが重要であることから、生衛業における、経営の健全化、衛生水準の向上等目的とした生衛法により、政府は生衛業者の自主的活動を支援している（業界の要望をもとに、昭和32年に議員立法により制定。）

生衛法は、組合による自主的活動の促進、生活衛生営業指導センターによる経営指導等の他、振興方策として、助成（予算）、減価償却の特例（税制）、資金の確保（融資）がそれぞれ規定されている。

なお、生衛法については、昭和54年の第8次改正において経営

の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として「振興事業制度」、「標準営業約款制度」、「環境衛生営業指導センター制度」等が創設され、さらに、平成12年の第16次改正においては、環境衛生関係営業を取り巻く状況に的確に対応するため、①法律の題名及び目的規定に生活衛生関係営業の「振興」が追加、②環境衛生同業組合等の事業に「組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業」を追加、③国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する援助の努力義務規定を追加、④「環境衛生」を「生活衛生」に改めるなど、社会構造や経済構造の変化に即応した改正が行われてきている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）  
（昭和32年6月3日法律第164号）

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（資金の確保）

第56条の4 政府は、前条第1項の規定による認定を受けた振興計画（以下「認定計画」という。）に基づく振興事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（減価償却の特例）

第56条の5 第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

（助成等）

第63条 国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、全国指導センターに対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

第63条の2 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならぬ。



らない。

#### 4. 助成（予算）の改革について

##### (1) これまでの補助金

これまで、①連合会及び組合の健全な発達と衛生水準の向上、消費者（利用者）の利益擁護の観点から生活衛生関係営業者の経営の健全化を図ることを目的とした「生活衛生振興助成費等補助金（補助先：全国センター）」と、②生活衛生関係営業の経営の健全化を通じた衛生水準の維持向上、安心・快適な生活衛生環境作りを衛生的観点から推進することを目的とした「生活衛生営業指導費補助金（補助先：都道府県）」の2つの補助金を国は交付してきた。

##### (2) 行政刷新会議、厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス

平成22年5月24日に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け第2弾」に「生活衛生振興助成費等補助金」が取り上げられ、「国が何かしらのサポートを行うべきであること、この事業の目的自体には大きな疑問を持っていない。十分な説明と効果測定を行っていただきたい。」との取りまとめコメントが付され、「廃止」との評価結果が下された。

また、平成22年6月10日に行われた、厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスに「生活衛生営業指導費補助金」が取り上げられ、これについても「事業の廃止（直ちに）」という評価結果が下された。

これを受けて、長浜博行厚生労働副大臣（当時）から「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律が議員立法により成立していること、しかも昭和54年に補助金を制定したときも議員立法によりなされている特徴がある。」の発言があり、その予算の取扱いについては厚生労働省政務三役で検討することとなった。

##### (3) 概算要求での対応

平成22年8月の平成23年度予算概算要求に際し、厚生労働

省政務三役で検討された結果、既存の2つの補助金を廃止の上、その内容をゼロベースで見直し、新たに「生活衛生関係営業対策事業費補助金」を創設して概算要求を行った。

これにあわせ、行政刷新会議及び厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえた改革を行うため、本検討会を厚生労働省に設けることとされ、第1回の検討会が9月30日に開催された。

#### (4) 行政刷新会議による再仕分け

平成22年11月15日に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け第3弾（再仕分け）」において、新たに概算要求した「生活衛生関係営業対策事業費補助金」が取り上げられ、「廃止」との評価結果を受けた。

取りまとめコメントとして

○集計結果を踏まえ、一旦廃止とさせていただく。多くの評価者が指摘しているように、単なる看板の掛け替えとなっている。

○改革案を検討していることは説明いただいたが、予算要求している事業内容については、何から見直しがなされていない。見直しは不十分であるという評価である。

○一旦と申し上げたが、評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めて改革案を検討していただいて、事業内容を見直した上で要求していただきたい。

とのコメントが付された。

これを受けて、同再仕分けに出席した小林正夫厚生労働大臣政務官から「本日の（行政刷新会議ワーキンググループによる）審議を踏まえ、検討会で検討を進めて行く。生衛法が多くの生活衛生関係営業者の方々の声を受け、議員立法により成立している経過も踏まえ、年末の予算編成には、厚生労働省政務三役でしっかり対応して参りたい。」との発言がなされた。

#### (5) 本検討会における改革案について

本検討会では、行政刷新会議及び厚生労働省行政事業レビュー

一公開プロセスの評価結果及び生衛業の特性・現状、中間報告に基づく取組の状況を踏まえて改革を行うことが必要との認識のもと、以下のとおり改革の基本的方向性と改革の具体的方策をとりまとめた。

#### ①改革の基本的方向性

財政的支援を用いた生衛業の振興については、これまで、「予算配分が硬直化して、現場の求める必要性に即応できていない」との指摘がなされてきた。

我が国の生衛業が本来有する成長力を発揮し、国民生活の安心と希望を確保するため、今後、以下の基本的考え方に沿って改革を強力に進めるべきである。

○生衛業は、中小零細事業者が大部分であるため、生衛法の趣旨（経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益擁護）を踏まえ、振興と規制が一体となって経営の健全化、衛生水準の向上を図ることが必要である。

○行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、概算要求の内容については、評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めた改革案を検討し、事業内容を抜本的に見直すことが必要である。

○事業内容の見直しに当たっては、無駄遣いの根絶を強力に進めるとともに、国民目線で事業の必要性を総点検し、真に必要性や効果の高い分野に重点配分されるよう、最大限の努力をすることが必要である。

○効果測定が不十分との指摘を踏まえ、定性的・定量的評価指標を導入し、厚生労働省に新たに設置する審査・評価委員会（仮称）において有識者による効果検証を実施し、事業評価の結果を予算配分に反映することが必要である。

○現場に近い連合会、組合等へ効果的な補助を実施するため、全国センター経由の補助は廃止し、審査・評価委員会（仮称）において、申請のあった事業について評価を実施し、国から直接補助を行うことが必要である。

○都道府県センターにおいて、より効果的な経営指導員による相談指導が実施されるよう評価を実施し、評価結果に応

じた人件費補助額の配分が必要である。

## ②改革の具体的方策

①に示された基本的考え方に沿って、以下の改革の具体的方策について、政府は速やかに対応を行うべきである。

### ア 全国センター、都道府県センターの役割の明確化

#### (ア) 全国センター

##### ○シンクタンク機能の強化

- ・本格的な人口減少と高齢化の到来、地域社会の変化、経済社会のグローバル化が進行するなか、新たな「生衛業のあるべき姿」を構築するための処方箋の提示が求められている。
- ・このため、専門家の知見を取り込むことにより、重要課題の設定や政策提言、事業効果の調査を行えるよう、全国センターの調査研究基盤を早急に整備し、シンクタンク機能を強化すべきである。

##### ○情報提供機能の強化

- ・サービスの改善に資するよう、インターネットメディア等を活用した消費者・事業者への相談など、全国センターの情報提供機能を更に強化すべきである。
- ・その際は、これまで構築してきたネットワークを最大限に活用し、現場の情報や消費者情報の収集を的確に行い、迅速かつ信頼性の高い情報発信に努めること。

##### ○危機管理、国際化への対応の支援

- ・国内民需の低迷を受け、国外の成長機会の取り込みとして中国・東南アジア等からの訪日外国人旅行者を新たな顧客ターゲット層に掲げる事業者が、旅館業、飲食業、公衆浴場業を中心に増加してきている。
- ・また、訪日外国人旅行者に対しては、外国語での衛生関連の情報提供やトコジラミ(南京虫)対策等の新たな衛生問題への対応が生じてきている。
- ・こうした構造変化に都道府県センターや連合会が各営業者に適切な支援機能が果たせるよう、全国センターの危

機管理・国際化に対する機能を強化すべきである。

(イ) 都道府県センター

○消費者保護、後継者育成支援への対応強化

- ・生衛業は性別・年齢を問わず生活に密着したサービスであるがゆえに、トラブルも多い特性を有していることから、消費者保護に対する相談支援を効果的に実施する仕組みを強化するなど、充実を図るべきである。
- ・生衛業は地域の健康・福祉対策の一翼を担うほか、地域における雇用の受け皿となっているが、事業者の急激な高齢化に伴い、後継者確保が喫緊の課題となっている。このため、生衛業への就業を促すため、後継者育成支援事業での取り組みを更に促進すべきである。
- ・地域の商工会など各種支援機関との連携策についても検討すべきである。

○総合調整機能の強化

- ・依然として厳しい経営環境のなか、一部において人口の年齢構成の変化に着目した高齢者需要の取り込みやサービスの高付加価値化、訪日外国人需要など新たな成長機会の取り込みの動きが見られる。
- ・しかし、こうした取り組みは経営資源に限られる個々の事業者のみでの対応は難しい側面があることから、高度かつ専門的な知恵、ノウハウ、ネットワークにより個々の事業者の強みを活かすことのできる総合調整機能(ハブ機能)の役割を都道府県センターが果たしていくことが重要である。
- ・これにより、地域に蓄積されている地域資源を活用した営業が可能となり、地域経済の活性化の形成につながることを期待される。
- ・また、急速なIT(情報技術)の進展により、生衛業においてもインターネットを通じた販売の増加やインターネット上で行う広告・販売戦略(Webマーケティング)の重要性が指摘されていることから、ITを有効に

利活用した経営を実践できるよう、都道府県センターが必要な支援を積極的に行っていくことが望まれる。

#### (ウ) 具体的な補助金の改革

##### ○事業実施団体への直接補助の導入

- a. 従来の全国センターを経由した間接補助を改め、事業実施者（全国センター、都道府県、各連合会・組合）への直接補助に切り替えるべきである。
- b. 特に中小の団体からの懸念を払拭できるよう、厚生労働省は簡明な交付要綱等を作成するとともに、自主事業と補助事業の区分経理が図られるようにすべきである。
- c. 補助対象事業は、単なるパンフレット、リーフレットの配付ではなく、今日的課題への取り組み（例えばクリーニング業への引火性溶剤対策などの研修会や講習会等）など生衛業者にとって補助事業の顔が見える事業へ重点化すべきである。

##### ○都道府県センターの経営指導員の適材適所な配置が徹底されるよう、都道府県に要請

- a. 経営戦略や資金調達（融資）等の経営課題について、マーケティング、法務・財務・税務等の専門的見地からきめ細かくサポートできる知識・経験を有する者を配置すべき。
- b. このため、都道府県OBの斡旋ではなく、公募方式を導入し、業務についての専門知識、業務経験を公平・公正に評価した採用を実施すべき。

##### ○事業の効率化

- a. 全国センターについては以下の措置を講ずること。
  - ・連合会等への助成事業は厚生労働省が直接、募集採択を実施する方法に改め、定額的な配分から評価に基づく配分にすべきである。

- ・ 都道府県センターや連合会への巡回指導や会議については明確な指導目標をもった内容に重点化し、研修については指導員の質の向上につながる高度な研修に重点化すること。
  - ・ 後継者育成支援事業については現場に近い都道府県センターが地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう、都道府県センター事業に転換すべきである。その際は、地方公共団体に応分の負担を求めるべきである。
  - ・ 役割を終えた経営改善推進事業等は廃止すべきである。
- b. 都道府県センターについては以下の措置を講ずること。
- ・ 経営指導員等が行う相談指導については、事業評価を実施し、実績に応じて削減を行うべきである。
  - ・ 相談指導事業は、弁護士・税理士等の専門相談指導を除き経費を削減し、国の補助対象は事業評価に結びつく相談指導に重点化すべきである。
  - ・ その他の事業については、評価基準に沿った評価を実施し、効果が見える事業に重点化すべきである。
  - ・ 役割を終えた活性化事業（まちおこし推進事業等）は廃止し、都道府県センターが地域の実情に応じて実施する事業については、事業評価の仕組みを取り入れて実施すべきである。
- c. 人件費の効率化を図るべきである。

#### ○受益者支援の拡充

- ・ 受益者の自主性及び創意工夫を活かせるよう、直接事業を実施する連合会・組合への補助を拡充すべきである。
- ・ あわせて、中小の団体からの煩雑な事務負担が増えることへの懸念を払拭できるよう簡明な交付要綱等を作成するよう留意すべきである。

- ・また、自主事業と補助事業の区分経理が図られるよう、厚生労働省は指導体制を確立すべきである。

## イ 評価指標の設定、事業評価の実施

### (ア) 評価指標の作成

- 生衛業に係る政策支援は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されている。
- 事業の実施に当たっては、これまでも、全国センター分については、全国センター内に事業審査委員会を設けて審査を実施し、事業の質の向上に寄与してきた経緯があるが、審査方法や項目が事業毎に異なること等から、事業の内容や質、政策目的との関係性が不十分との指摘につながった。
- また、都道府県センター分については別途、都道府県の申請に基づき厚生労働省で審査してきた経緯があり、一体的かつ統合的な事業審査と評価が出来ない仕組みとなっていた。
- このため、補助金の事業の実施に当たっては、達成する成果（アウトカム）を具体的に分かりやすく明示し、その達成度をできるだけ客観的に検証することの出来るよう「評価指標」を定め、事業（政策効果）を定期的に評価し、その検証結果を政策立案・運営に適切にフィードバックを実施することを通じて、事業の改善に向けた持続的な取り組みが行われる仕組みを整備し、国民生活の質の向上、社会経済の発展に寄与していくことが重要である。

### (イ) 審査・実施・評価プロセスの国（透明性の高いプロセス）での一元管理

- 事業の採択に偏重しない成果（結果）重視のプロセスを確立すべきである。
- 横並び一律補助を廃したメリハリの利いた採択をす



べきである。

(ウ) 厚生労働省に中立的立場の者から構成される「審査・評価委員会（仮称）」を設置

- 現状では、全国センター分は全国センターに設置の審査委員会で決定し、都道府県分は厚生労働省で決定している分立した仕組みとなっているが、これを改め、厚生労働省に設置する「審査・評価委員会（仮称）」において、一元的に取り扱うことが必要である。
- 審査・評価委員会（仮称）において、補助金の仕組みの改革に向けた持続的な提言を行うことが必要である（不断の改革）。
- 生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みの構築と着実な実施が必要である。

ウ 法の目的（生衛業の振興、公衆衛生）に相応しい仕組みへの改革

- 生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築すべきである。

(ア) 補助事業で実施することが相応しく、実施している事業

- ・その場合でも、事業の特性等に応じて、達成目標（終期）が明確か、必要性・効率性（費用対効果）・有効性等の観点から適切に評価を行う仕組みを構築すること。
- ・事業効果を把握する際には、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する者の能力等を考慮しつつ、事業の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととするが、定量的把握が困難な場合は、できる限り客観的なデータや事実を用い、事業効果を定性的に把握する手法を用いること。

(イ) 本来、補助事業で実施することが相応しいのに、実

### 施できていない事業

- ・なにが阻害要因になっているか、「審査・評価委員会（仮称）」において問題点を把握するとともに、その原因を分析し、解決策を導く仕組みを構築すること。
  - ・「審査・評価委員会（仮称）」において、生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築すること。
- (ウ) 本来、補助事業で実施することが相応しくない事業
- ・無駄使いの根絶を徹底する観点から、不採択又は廃止、見直しの措置を講ずる仕組みを構築すること。

## (6) 政府案決定（平成23年度）

平成23年度的生活衛生関係補助金に係る予算は、上記の改革方策に沿って概算要求内容の見直しを行い、724百万円で決定された。

## 5. 税制（租税特別措置）について

### (1) 平成23年度生活衛生関係税制改正要望の概要

#### ①生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末まで2年間延長する。

#### ②公害防止用設備の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

公害防止用の特定設備（300万円以上の活性炭吸着装置）の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成23年度末まで1年間延長する。

#### ③ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し

（固定資産税）

ホテル・旅館の用に係る建物に係る固定資産税評価について、その評価を適正化するため、使用実態に即した見直しを行う。

## (2) 税制の適用実績

租税特別措置は、税負担の公平の原則の例外であることから、平成22年度税制改正大綱において、租税特別措置のゼロベースでの見直しが求められており、特に、存続期間が比較的長期にわたっている措置(10年超)や適用件数が比較的少ない措置(2桁台以下)等については、厳格に判断することとされている。

こうしたなか、生活衛生関係の租税特別措置の適用実績は僅少となっている。

### ①生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却(法人税)

本措置の適用件数は、平成14年度から平成21年度まで実績がなく、平成22年度に1件と、非常に少なくなっている。

### ②公害防止用設備の特別償却制度

本措置の適用対象である処理能力30kg以上の活性炭吸着回収装置の設置割合は、平成16年度で82.7%、平成18年度で84.2%、平成20年度で84.2%となっている(いずれも厚生労働省調査「ドライクリーニングにおける溶剤の使用管理状況に関する調査」による)。

## (3) 政府税制調査会での検討経過

平成22年11月13日の0(ゼロ)次査定、平成22年11月30日の1次査定において、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長及び公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長については、いずれも「認められない」との査定がなされた。

しかし、政府税制調査会の場において、当該税制について、生衛業の特性、環境問題等による有用性が審議され平成22年12月3日の2次査定において、償却率等を見直ししたうえで制度の延長が認められることとなった。

また、ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直しについては、平成24年度以降の検討課題とすることとされた。

#### (4) 平成23年度税制改正大綱

平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)において生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりである。

##### ○生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却

共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%(現行8%)に引き下げた上、その適用期限を1年延長します。なお、本制度のあり方については、検討事項に明記します。

##### ※検討事項

共同利用施設の特別償却制度については、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行います。

##### ○公害防止用設備の特別償却制度

公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%(現行14%)に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直した上、その適用期限を1年延長します(所得税についても同様とします。)

##### ○ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。

#### 6. 資金の確保(融資)について

##### (1) 生活衛生関係貸付の内容と実績

昭和42年に設立された「環境衛生金融公庫」による生衛業

者に対する貸付は、平成11年度に国民金融公庫との統合により発足した国民生活金融公庫へ引き継がれ、現在は平成20年に発足した株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)へと引き継がれている。

生活衛生貸付の内容については、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員への設備資金及び運転資金の貸付である「振興事業貸付」と生衛業者全般への設備資金の貸付である「一般貸付」等がある。

平成11年度からの貸付実績について見てみると、平成11年度の2,048億円をピークに年々減少しており、平成21年度には625億円(平成11年度比:30.5%)まで落ち込んでいる。

## (2) 減少する生活衛生貸付実績と拡大する資金需要

年々減少する生活衛生貸付であるが、日本公庫の生活衛生貸付以外の生衛業者に対する普通貸付の実績額は、平成13年から平成17年度までは僅かながら減少しているが、平成18年度からは増加に転じ、平成21年度では平成13年度比136%の1,663億円まで増加しており、生衛業者の膨らむ資金需要に対し、生活衛生貸付が十分に対応できていない状況が見受けられる。

## (3) 株式会社日本政策金融公庫法案等の審議に際しての国会附帯決議

### ○衆議院内閣委員会附帯決議(平成19年4月24日)【抜粋】

新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。特に、国民一般のうち生活衛生関係業者については、個人業者等零細な事業者が多いこと、また、公衆衛生の向上に資することが求められることから、引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図ることにより、生活衛生関係業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、新公庫の運営に当たって十分配慮すること。

### ○参議院内閣委員会附帯決議(平成19年5月17日)【抜粋】

三 新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係業者については、個人業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続き、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

#### (4) 政府案決定（平成23年度）

平成23年度の生活衛生貸付の貸付規模(枠)は、1,200億円で決定された。

また、運転資金及び設備資金ともに振興計画を策定した組合に所属する組合員が、事業計画書を策定し一定の会計書類を備えた場合に、通常の利率より0.15%低く貸付利率を適用する制度（「振興事業にかかる事業計画書を作成した生活衛生融資制度」）を創設した。

なお、融資については、税制と同様、制度の活用が低迷している状況があり、その分析と活用方策の検討を行うべきである。

### 7. 今後の施策の方向性について

#### (1) 生衛業に係る規制・振興方策の現状と改革の方向性

##### ○事業振興策の課題と改革の方向性

##### (課題)

- ・生活衛生対策は、生衛法をもとに、公衆衛生の見地から規制面のみならず、振興対策も実施しており、規制と振興の双方の対策の実施により国民生活の安定に寄与してきている。
- ・振興方策のうち税制及び融資制度については、厳しい経済状態、生衛組合非加入事業者の増加、税制・融資の認知度合の低下等を背景として、活用実績が低調となっており、政策資源の有効活用の観点からも問題である。
- ・税制及び融資制度については、振興方策の重要な政策ツールであり、これまでも、国、日本公庫、全国センター、都道府県センター等においてインターネットやパンフレットなど多様な手法を通じて各種制度の周知徹底に努力してきたところであるが、明確な戦略のもと、各媒体及びチャネルを通じて提供する情報を営業者の視点に立って整理・充実させるとともに、低調となっている要因について精緻な分析を行い、真に望ましい制度の在り方についても検討を進めることが必要である。

(改革の方向性)

- ・生活衛生関係補助金の不断の改革
- ・税制・融資制度の活性化
- ・日本公庫と都道府県センターの連携強化
- ・都道府県センターと保健所の連携強化
- ・都道府県センターと商工会の連携強化

○生衛業者の課題

(課題)

- ・連合会や組合等の組合組織においては、組合員の高齢化や後継者確保難、新規開業者の組合未加入による組合員の減少などを背景として、組合の組織率が低下してきている。
- ・中小零細の経営規模が多い生衛業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、今後、少子高齢化や環境・エネルギー制約といった国内制約が高まることから、引き続き、予算・税制・融資を中心とする政策支援を通じた措置を講ずる必要がある。

(改革の方向性)

- ・活力ある事業者の育成
  - ・税制・融資制度の活性化など政策支援方策の検討
- ・魅力ある組合への誘導
  - ・組合員の要請に迅速かつ的確に応えられる組合活動へ

○衛生規制の課題

(課題)

- ・住民に身近な対人保健行政が都道府県行政から市町村行政に移行し、保健所が集約・機能強化するなか、生活衛生関係については市町村単位に行政組織がないことから、各営業者との距離感が拡大している。

(改革の方向性)

- ・保健所の機能強化
  - ・専門的かつ技術的拠点としての機能強化(環境衛生監視員の資質向上等)

- ・調査研究の推進
- ・情報の共有・管理

## (2) 「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」での対応

○行政刷新会議の評価結果を踏まえ、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」において「生活衛生関係補助金の改革案」に係る検討を進め、「審査・評価委員会(仮称)」で対応することが結論づけられたことを受け、事業評価の実施に向けて、「審査・評価委員会(仮称)」の在り方や事業評価の方法などを総合的に検討する場を「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」に設け、平成23年3月を目途に結論を得ることとする。

○生衛業者が税制及び融資制度等の政策支援制度を活用して経営の健全化を適切に図られるよう、現状の活用状況を踏まえ、税制及び融資制度に係る活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方などを総合的に検討する場を「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」に設け、平成23年6月若しくは7月を目途に結論を得ることとする。

## (3) 「地域保健対策検討会」での対応

○生衛業が直面する課題に対処するため、第一線で対物保健を実施する保健所の機能強化等の方策を「地域保健対策検討会」で検討する。

## (4) 生衛業に係る規制・振興方策の総合的推進

○規制・振興方策の双方を強化しつつ、連携を強化する仕組みを構築する。

- ・規制・振興方策の双方を強化

- ・ニーズの変化や地域の実情に応じ柔軟かつ機動的な対応ができる衛生対策のあり方や科学的な根拠に基づいた指導方策について検討する。

- ・少子高齢化や環境・エネルギー制約など国内制約が高まるなか、持続可能な力強い生衛業を育てるため、予算・税制



- ・融資を一体的に改革し、組合を中心とした対策の再構築を図る。
- ・規制・振興方策の連携を強化
  - ・都道府県の規制部門との問題意識の共有により、地域保健対策との連携強化を図る。
  - ・規制・振興方策の連携を強化するための基盤整備(調査研究の推進、情報の共有・管理)を推進する。

○こうした方策を実施するためには、国と地方自治体、関係機関や生衛業者等の緊密な連携のもと、総合的な施策を実施することが不可欠であり、国をはじめ関係機関には、公衆衛生の向上と国民生活の安定確保に万全を尽くすことが責務であることを認識し、強いイニシアチブと確固たる戦略の下、不断の改革を進めることを求めたい。

## 8. おわりに

本検討会においては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け及び厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおける評価結果を受け、生活衛生関係補助金の在り方や全国センター・都道府県センターが今後果たすべき役割等について検討を行い、第1次報告書としてとりまとめた。

今回の報告は、行政刷新会議から指摘のあった効果測定の可能な効果的な補助金制度の在り方や厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスからの指摘のあった国、自治体、団体等の役割について提言したものである。

本検討会の当初の目的は、政策目的の達成状況が検証可能な補助金の仕組みや全国センター、都道府県センターの果たすべき役割が中心であったが、検討を進める中で、予算のみならず、税制、融資も含めた生衛業の総合的な振興方策の必要性や保健所などによる衛生規制当局と都道府県センターや日本公庫等の生活衛生関係営業の振興に関わる関係者と組合との連携強化といった課題について更なる検討を進めることが必要との結論に至った。

これまでの予算等の措置については、事業仕分けの対象にされたこ

となどを鑑みれば、社会構造や経済構造の変化に十分に即応できず、結果として生衛業の発展や国民生活の向上に、効果的・効率的に結びついていない側面があったものとの認識を共有した。

今回の報告では、予算等の内容について、生衛業の振興と国民生活の向上を図る観点から、平成23年7月頃までの更なる改革を具体的に求めるものである。

これは、事業仕分けにより指摘された事業内容の見直しの趣旨を具体化しようとするものであり、その改革内容については広く国民に説明することが求められる。

今後、本検討会に設置したワーキンググループで取りまとめが進められているクリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について報告を取りまとめるとともに、予算、税制、融資を通じた新しい振興策について検討を深める必要がある。

本報告書を契機として、生衛業の重要性や生衛業に対する規制・振興方策について国民的関心と支持を得て、望ましい改革が着実に実行されることを期待したい。

## 生活衛生関係営業の振興に関する検討会構成員名簿

(敬称略、五十音順)

- |     |     |   |
|-----|-----|---|
| 青山  | 亨   | 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長                         |
| 池田  | 誠   | 東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課長<br>(全国環境衛生・廃棄物関係課長会常任副会長) |
| 井元  | 弘   | (財)全国生活衛生営業指導センター理事長                          |
| 梅田  | 次郎  | (株)日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー                  |
| 大澤  | 元毅  | 国立保健医療科学院建築衛生部長                               |
| 大森  | 利夫  | 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長                            |
| 加藤  | 隆   | 全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長                            |
| 古座  | 野茂夫 | 厚生労働省行政モニター(元・神奈川県愛川町助役)                      |
| 武井  | 寿   | 早稲田大学商学学術院教授                                  |
| 谷本  | 義広  | (財)滋賀県生活衛生営業指導センター専務理事                        |
| 飛松  | 純一  | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授<br>(森・濱田松本法律事務所)           |
| 芳賀  | 康浩  | 青山学院大学経営学部教授                                  |
| ○原田 | 一郎  | 東海大学教養学部教授                                    |
| 前野  | 春枝  | (社)全国消費生活相談員協会参与                              |
| 増田  | 雅暢  | (株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部長                   |
| 三根  | 卓司  | 全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長                          |
| 山岡  | 真弓  | (財)京都府生活衛生営業指導センター指導部長                        |

(○：座長)

計 17 名

## これまでの検討経緯

本検討会は、以下の通り合計5回開催され、生活衛生関係補助金の在り方や全国センター・都道府県センターが今後果たすべき役割、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方等について検討を行った。

### □第1回 平成22年9月30日

事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について確認を行った。

### □第2回 平成22年10月14日

平成23年度概算要求の確認と、生活衛生関係補助金の事業評価の在り方について議論を行った。

### □第3回 平成22年11月11日

関係者からのヒアリングを行い、生活衛生関係補助金の改革案について議論を行った。

### □第4回 平成22年11月25日

関係者からのヒアリングを実施するとともに、生活衛生関係補助金の改革案、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について議論を行った。

### □第5回 平成22年12月9日

生活衛生関係営業の振興に関する検討会報告書骨子案、ワーキンググループの設置について議論を行った。